

### 第三回 二〇一五年一月二一日

## 戦国大名北条氏「代替わり検地」の再検討

土屋 健俊

検地とは戦国大名の領国支配の根幹であり、検討の余地がある。しかし従来、後北条氏のその性格については、①当主の交代後に領域検地が行われていること、②史料上に「就 代替」との文言が存在することから、「概して代替わり検地」とされるにとどまっている。そこで、「代替わり検地」について再検討を試みた。

まず、関連が考えられる代替わり安堵と検地について検討を加えると、検地の有無により安堵状況の文言に差があることが確認された。ここから代替わり安堵と検地が必ずしも連動しておらず、検地理由としては不十分であることが確認された。

次いで後北条氏の検地の理由について、「代替わり検地」以外の検地を含めて見てみると、個別の検地では、①知行安堵、②知行者の代替わり、③隠田などの訴訟が理由として確認できたが、領域検地の理由は見いだせなかった。そこで領域検地の事例を集めると、「代替わり検地」以外にも領域検地は存在しており、当主の「代替わり」が決定的な理由ともまた言い難いことが確認できた。

以上を踏まえ、①永正十七年（一五二〇）の小田原・鎌倉、②天文十一～十二年（一五四二～三）の伊豆・相模、武蔵南部、③天正九年（一五八一）検地（未実施）と、「代替わり検地」とされる三つの検地を個別に検討した。結果、①小田原検地

は初代当主伊勢宗瑞から末子北条幻庵への所領相続、鎌倉は支配体制の変化に伴うものと考えられた。②は不明点が多いが、伊豆の検地は個別の代替わり安堵に伴うものとみられ、武蔵小山田庄での検地は、後北条・武田間の同盟交渉で取次を務めた武田家臣小山田信有に与えられるに伴ったものと判断でき、複数の理由で行われた検地であった。③の検地は実際には行われておらず、「代替わり」は周辺情勢の悪化に伴う増段銭の理由づけに過ぎないと考えられる。

以上から、個別の「代替わり検地」は否定されないものの、「概して代替わり検地」とまでは言えず、その理由については個別に切り分けて考える必要があることを示した。